

[妊娠から出産育児一時金による精算までの流れ]

- ①被保険者・・・妊娠を確認。
- ②被保険者・・・出産費用について、「出産育児一時金」の受取りを医療施設等に委任することで支払（精算）する場合、この「支給申請書」（受取代理用）が必要となります。
- ③被保険者・・・「申請者が記入するところ」に記入した後、出産をする医療施設等にお渡しください。
- ④医療施設等・・・「受取代理人の欄」に記入した後、被保険者にお渡しください。
- ⑤被保険者・・・申請書に出産予定日が分かる書類のコピー*を添えて当組合に提出します。
(予定日まで2ヶ月以内の方が申請できます。)
※母子健康手帳の出産予定日が記載されたページのコピー又は医療施設等が交付した出産予定日を証明する書類のコピー、その他出産予定日が分かる書類のコピー
- ⑥当組合・・・申請書を受理したら医療施設等にその旨を通知します。
- ⑦被保険者・・・出産。(申請書に記載した医療施設等以外で出産する場合には、事前に当組合に申し出てください。)
- ⑧医療施設等・・・出産費用の請求書のコピー及び出生の事実を証明する書類のコピーを当組合に提出していただきます。
- ⑨当組合・・・医療施設等から書類を受領したら、申請金額（令和5年4月現在の上限500,000円）を医療施設等に支払います。
出産費用が上限額未満の場合には、差額を被保険者にお支払いします。
* 産科医療補償制度に加入していない医療施設等において出産した場合の上限金額は、488,000円です。

(留意事項)

この請求書を提出後、被保険者資格の喪失等により、出産育児一時金の支給対象でなくなった場合には、速やかに当組合まで連絡してください。

お問合せ先

東京中央卸売市場健康保険組合 業務課

03-6633-0711